



農業委員会だより

新年のご挨拶

美唄市農業委員会 会長 畑 雄二



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

日頃より、農業者並びに関係各位の皆様には美唄市農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年は、地域計画の策定に伴う目標地図を作成することとなりますが、将来の地域農業と農地を守るための大切な政策ですので、地域の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。また、4月からの農地の権利移動は、必ず北海道農業公社を通じた手続きとなることから、制度の内容をよく理解し、農業者の皆様にご伝えていかなければならないと思案しております。

さて、去年は水稻や大豆が平年を上回る作柄となり、米価も上昇したことで、多少なりともここ数年の経費等の補てんになったものと思いますが、将来的に持続可能な農業経営ができるよう今後も国に要望していきたいと思います。

今年の干支の蛇は、古くから豊穡神・天候神として信仰の対象とされた縁起の良い動物で、巳と突かけ「実を結ぶ」年ともいわれております。皆様の努力が実り豊穡の出来秋を迎えられますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます

本年もよろしくお願いいたします

安藤 直樹
長谷川 彰徳
伊藤 貢三
中澤 裕幸
白木 義一

千葉 芳枝
岩間 香一
峯崎 光行
土屋 典昭
田中 政幸

五十嵐 勝
貞廣 樹良
鈴木 英昭
太田 香樹
畑 雄二

山田 和正
赤澤 良一
吉田 彰
鈴木 孝典
※ 議席番号順



令和6年11月26日 市議会議員との懇談会を開催しました。

美唄市農業委員会では、事業計画により毎年各関係機関との懇談会を開催しております。

今年は農村地区選出の谷村議員、楠議員、海鉾議員、古賀議員にご出席いただき懇談会を開催し、活発な意見交換が行われました。

※懇談内容の一部を抜粋し掲載します。



○基盤整備について

基盤整備後の補修工事は面工事終了後2年間程度とされていますが、工事後の不具合が多い状況でもあることから補修工事の延長が望まれます。また、市と共用の排水路や市道法面等の補修工事については市の積極的な対応が必要となり、市への働きかけをお願いします。



○担い手不足と労働力の確保について

現在、農業機械の大型化やスマート農業導入等により1戸当たりの経営面積も増加しています。また、水田活用の直接支払い交付金の厳格化により水張り困難を理由に離農する農家が増加すると考えられることから近い将来、労働力不足が深刻となります。市として、地域おこし協力隊を活用した新規就農者の受入支援や、農業後継者への支援が今まで以上に必要と考えますが議員としての意見をお伺いしたい。



○農業機械等への助成制度について

美唄市の農業形態は規模拡大だけでなく振興作物を導入する動きもあります。今年度実施された美唄市農業未来投資補助金は機械購入費用200万円以上が対象となり、振興作物導入の際の100万円程度の機械は対象とならず申請を断念した農家もいます。振興作物導入を促すためにも購入総額等の条件を見直すなど、農家が活用しやすい助成制度の検討について、市への働きかけをお願いします。





地域計画策定を進めよう!!

策定期限は令和7年3月31日

折込のパンフレットを
ご参照ください。

農業経営基盤強化促進法により、人・農地プランが『地域計画』として法定化され、令和7年3月末までに策定する必要があります。

『地域農業経営基盤強化促進計画』（地域計画）とは？

5年後、10年後、地域農業を維持・発展していくために地域の農地は、誰が利用し、農地をどうまとめていくのか。地域農業の将来のあり方について、若い方や女性を含め、幅広い意見を聞きながら市、農業委員会、北海道農業公社、JA、土地改良区等、地域が一体となって話し合い、作り上げていく将来の計画のことです。

★ 地域計画を作る理由 ★

1. 10年後の地域で進むべき農業の方向性を決めていくため。
2. 国の補助や支援を受けるため。

- ① 農業経営基盤強化準備金制度
- ② スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置
- ③ 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業 等

一例です。

※国の補助等を受けるには、原則として地域計画で「地域内の農業を担う者」として位置づけられている必要があります。

** 地域計画が策定され今後の農地の移動はどうなるの? **

【農地の貸し借り・売買は、令和7年4月から原則として 北海道農業公社経由になります】

※ 賃貸借は、当面の間手数料は発生しません。ただし、保有合理化事業では手数料が発生します。

※ 売買の手数料は、
所有者（出し手）は、買入価格の2%+消費税
担い手（受け手）は、売渡価格の1%+消費税

イメージ図



***** このことからあらかじめ次の手続きが必要です!!

- ・土地の移動をされる場合、登記簿について**住所変更・地目変更**をご自身で行う。
- ・抵当権がついている土地については、JA等に確認のうえ**抵当権の抹消**を行う。
- ・相続が終わっていない土地については、**相続手続き**を終了する。

◆ 農業者年金 ◆

- ・保険料は月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められます。
(35歳未満で一定の要件を満たせば月額1万円から加入)

農業者年金の受給額の試算表

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	53万円	1,305万円	1,419万円
		2万円	960万円	80万円	69万円	1,716万円	1,867万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	41万円	1,016万円	1,105万円
		2万円	720万円	53万円	46万円	1,139万円	1,238万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	674万円	733万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	327万円

※あくまでも試算です。運用利回りや予定利率などの細かい計算の説明は省いていますのでご了承ください。

※受給総額は平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は月額1万円、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

農地の転用には 許可が必要です

農地を農地以外に用途変更する(農地転用)には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は罰則の適用もあります。なお、転用できない土地もありますので詳しくは農業委員会事務局までご相談ください。

農地パトロール (利用状況調査) 終了

令和6年8月16日から27日にかけて遊休農地の把握や違反転用の早期発見などを調査対象とし、農業委員が各地域の農地パトロールを実施し、10月29日には農業委員全員で公社標準地及び利用状況の調査を実施しました。今後も遊休農地解消や違反転用防止に向けた活動を行っていきます。

*** 編集後記 ***

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、米不足騒動をきっかけに、秋の取引価格の高騰へつながり米作農家にとっては、予期せぬ年になったのではないのでしょうか。一方で社会全体を見渡すと輸入物価の高騰、国民負担率の増加により実質賃金の下落が続いており、一向に生活が豊かにならない状態が続いています。

このように先行きの見えない情勢ですが、令和7年は農業界はもとより、全国民にとって良い年になるよう願うとともに、今後とも農業委員会活動へのご理解、ご協力をお願いいたします。

【 鈴木 英 昭 】